# 各務原市パークレンジャー募集要領

## (目的)

市は、パークシティ(公園都市)の実現に向け、市民の方々と協働し、緑化や清潔な街並みづくりを推進するため、パークレンジャーを募集します。

パークレンジャーとは、市内の道路、河川や公園、広場などの緑化又は清掃、公共施設利用者のマナー指導その他パークレンジャーの主旨に合う活動のいずれか(複数可)をボランティアで行っていただける市民団体をいいます。

## (登録申込み)

パークレンジャーは、団体単位での登録制とします。

登録申込みは、随時受け付けます。

パークレンジャーとしての登録を希望する団体の代表者は、<u>各務原市パークレンジャー</u> 登録申込書(様式第1号)、各務原市パークレンジャー構成員名簿(様式第2号)、各務 原市パークレンジャー活動承諾書(様式第3号)を市に提出してください。

## (留意事項)

登録に際しては、上記の様式第1号~第3号を提出してください。また、次のことに留意 してください。

- ※ 様式第1号と様式第2号に関しては
  - (1) 5名以上の団体であること。
  - (2) 市から既に施設の管理を委託されている団体や市と公園の管理協定を締結している 自治会でないこと。
  - (3) 1年間以上継続してボランティア活動を行えること。
- ※ 様式第3号に関しては

活動しようとする場所の管理者の承諾を得ていること。ただし、管理者が管理を委託している場合は、受託者の承諾を得ていること。

例 1 河川敷地内で活動する場合は、河川管理者である国、県又は市の承諾が必要です。

**例2** 市と自治会が公園の管理協定を締結している場合は、その自治会の承諾が必要です。

#### (登録)

市長は、登録申込みした団体をパークレンジャーとして登録し、各務原市パークレンジャー登録通知書(様式第4号)を交付します。また、登録された団体(以下「登録団体」といいます。)の各構成員に各務原市パークレンジャー認定証(様式第5号)を交付し、併せて帽子等を貸与します。

#### (変更登録)

年度途中で登録団体の構成員の追加・抹消があったときは、団体の代表者は、各務原市 パークレンジャー変更登録申込書(様式第6号)を市に提出してください。

市は、その構成員をパークレンジャーとして追加登録・抹消し、各務原市パークレンジャー変更登録通知書(様式第7号)を代表者に交付します。追加の場合、その構成員に各務原市パークレンジャー認定証(以下「認定証」という。)を交付し、併せて帽子等を貸与します。

#### (報酬)

パークレンジャーは、無報酬とします。

#### (保険)

市で、各務原市まちづくり活動補償制度を運営しています。

※補償内容の詳細ついては「各務原市まちづくり活動補償制度実施要項」」及び「各務原市 まちづくり活動補償制度適用基準」を参考にしてください。

## (活動年度)

パークレンジャーの活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。

#### (活動状況の報告等)

登録団体の代表者は、毎年度末に、各務原市パークレンジャー活動(継続・解散)届出書兼活動状況報告書(様式第8号)を市へ提出していただきます。活動状況報告書には、活動状況が分かる写真と新年度の各務原市パークレンジャー構成員名簿を添付していただきます。

なお、活動を継続する団体の一部の構成員が脱退したときはその構成員の認定証等を、 解散の届出があったときはすべての構成員の認定証等を返還していただくことになります。

#### (登録の取消し)

一年間、全く活動していない登録団体やパークレンジャーとしてふさわしくないと認めたときは、登録を取り消すことがあります。その際、認定証と貸与しました帽子等は、返還していただくことになります。